

## 学科編 第 4 章 タックスプランニング

### 【改正ポイント①】

#### 解答・解説

#### 問題 12 2

— 略 —

#### まとめ ▲ 損益通算できない主な損失

##### 損益通算できない主な例

- 生活に通常必要のない資産の譲渡損（絵画の譲渡損など）  
なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡されたゴルフ会員権の譲渡損は、損益通算できなくなった。
- 不動産の譲渡損  
ただし、一定のマイホーム譲渡の場合は特例を適用することで損益通算できる。
- 株式等の譲渡損
- 土地取得に係る負債利子

以上、青字の個所を修正しました。

## 【改正ポイント②】

### 解答・解説

#### 問題24 3

1. **適切**。原則として、法人が支払った交際費等は損金不算入ですが、資本金の額が1億円以下であるなど所定の要件を満たす法人が支出した交際費等は一部損金算入が認められます。

#### ▼期末資本金額1億円以下の中小法人の交際費等の取り扱い

中小法人については次の①と②を選択して適用することができます。

- ①期末資本金額1億円以下の中小法人は、年800万円までの交際費を全額損金に算入できる。(平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される)
- ②交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用(いわゆる社内接待費は除く)の額の50%を損金の額に算入することができる。(平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される)

※ 以上の解説に差替えました。